

産業競争力強化法に規定する認定事業再編計画等に基づき行う登記の税率の軽減《登録免許税》

1. 特例の対象者

産業競争力強化法の規定に基づき事業再編計画等の認定を受けた事業者

2. 特例の内容

「事業再編計画」の認定計画を受けた者が、認定計画に従って、資本金の増加や合併、分割等の組織再編・事業再編を行う際の登記の税率を軽減します。

また、「特別事業再編計画」の認定計画を受けた中小企業者又は中堅企業者が、認定計画に従って組織再編・事業再編を行う場合は更なる税率の軽減が適用されます。

なお、本税制の適用対象は、令和9年3月31日までに認定を受けた計画に係るものとなります。

[事項]	[本則]	[特例]	[効果]
租税特別措置法第80条第1項（事業再編）			
第1号 会社の設立・資本金の増加	0.7%	0.35%	0.35%
第2号 合併 (資本金が増加する場合の合併)	0.15% 0.7%	0.1% 0.35%	0.05% 0.35%
第3号 分割による設立又は資本金の増加	0.7%	0.5%	0.2%
第4号 不動産の所有権の取得(土地) 不動産の所有権の取得(建物) 船舶の所有権の取得	1.5% (※) 2.0% 2.8%	1.6% 1.6% 2.3%	なし 0.4% 0.5%
第5号 合併時(不動産) 合併時(船舶)	0.4% 0.4%	0.2% 0.3%	0.2% 0.1%
第6号 分割時(不動産) 分割時(船舶)	2.0% 2.8%	0.4% 2.3%	1.6% 0.5%
租税特別措置法第80条第2項（特別事業再編）			
第1号 合併による資本金の増加	0.7%	0.1%	0.6%
第2号 分割による資本金の増加	0.7%	0.3%	0.4%
第3号 事業に必要な資産の譲受けの場合 不動産の所有権の取得 船舶の所有権の取得	2.0% 2.8%	1.2% 1.8%	0.8% 1.0%
第4号 合併時(不動産) 合併時(船舶)	0.4% 0.4%	0.1% 0.2%	0.3% 0.2%
第5号 分割時(不動産) 分割時(船舶)	2.0% 2.8%	0.1% 1.8%	1.9% 1.0%
※ 令和8年3月までの軽減措置（租税特別措置法第72条）			

3. 特例の効果

- ・増資額 100 億円につき 3,500 万円の効果があります。
通常の場合 100 億円 × 0.7% = 7,000 万円
特例の場合 100 億円 × 0.35% = 3,500 万円
- ・合併、分割時の不動産登記も半額程度（合併：0.4%→0.2%、分割：2.0%→0.4%）となります。

担当部署	農林水産省大臣官房新事業・食品産業部企画グループ
お問い合わせ先	中小企業等担当 (代表) 03-3502-8111 (内 4402)、(直通) 03-6744-2092